

# 蕪崎市勤労青年センター利用ガイドライン

第3回改訂版

令和2年11月3日

蕪崎市教育委員会 教育課スポーツ振興担当

○蕪崎市勤労青年センターの利用に際して、新型コロナウイルス感染症対策の観点より、以下のとおりガイドラインを制定する。利用にあたっては、以下のガイドラインの遵守に同意する誓約書のほか、チェックリスト及び利用者名簿の提出を以て利用を許可することとする。

なお、蕪崎市勤労青年センターは、社会教育施設であることを鑑みて、今次改正により、蕪州市内を生活圏とする新型コロナウイルス感染症感染者が確認された場合であっても、利用を継続することができるようにするものとする。

また、蕪崎市勤労青年センターは、社会教育施設であって、体育施設ではないので、本施設による運動、及びその類似行為は新型コロナウイルス感染症終息時まで、禁止するものとする。

## 【蕪崎市勤労青年センター利用ガイドライン原則】

1. 施設及び施設利用者の制限
2. 三密の回避（密閉・密集・密接）
3. その他の新型コロナウイルス感染防止対策
4. ステージごとに制限を設ける

## 1. 〈施設及び施設利用における制限事項〉

- (1) 屋内施設利用者は、ステージごとに定める。
- (2) 屋内施設の種類によって、入場人数の制限を行う。
- (3) 屋内施設内の利用者が高頻度で使用する共有スペースなどは、こまめに消毒を行う。

例-高頻度に接触する部位

テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すりなど

- (4) 屋内施設利用の際には、利用者はチェックリスト及び利用者名簿の提出を必ず行うこと。

## 2. 〈三密の回避〉

### (1) 密閉の回避

- ① 屋内施設において、利用中であっても、常に窓を全開にし、屋外と等しい換気状態を保つこと。但し、これが困難な場合であれば、必ず、30分毎に10分の間隔で窓を開け、換気を行うこと。

### (2) 密集の回避

- ① 屋内施設利用の際は、ステージごとに定める別表に記載の入場人数を守ること。
- ② 1団体の利用時間は、最大3時間までとし、利用後から2時間の換気時間を置き、その後を利用可能状態とする。  
但し、ステージ3以降は、利用時間を最大4時間とし、換気時間を1時間とする。
- ③ 共有スペースの滞留を禁止とする。

### (3) 密接の回避

- ① 原則マスクの着用をし、他人と1m以上離れることとする。但し、マスクの着用が困難な場合は、2m以上の距離をとることとする。
- ② 近距離での会話は、これを控える。

## 3. 〈その他の新型コロナウイルス感染防止対策〉

- (1) 韮崎市勤労青年センターにおける備品の貸し出しは行わない。
- (2) 別紙チェックリスト記載の条項を遵守した上で、利用を許可する。
- (3) この指針については、県内及び近隣の状況を鑑みて適宜改訂を行う。
- (4) 韮崎市勤労青年センター内においては、いわゆる強度の運動も含め、スポーツを行うことはできない。
- (5) 利用者は、自主的にこまめに消毒を行うこととし、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めることとする。

- (6) 韮崎市勤労青年センター内において、施設を利用する際に、音曲などを用い、歌唱、楽器の吹奏など、飛沫を蔓延させる可能性が高い行為については、原則としてマスクの着用をするものとする。但し、身体的に過度の負担がかかることが想定されうる場合にあっては、利用者は施設管理者にその旨を申告し、適時適切な消毒、活動中の常時換気などを実施することを以て、マスクの脱着を許可する。

#### 4. ステージ制について

韮崎市勤労青年センター利用再開に際しては、別表1のとおりステージ制を定める。ステージの移行に関しては、韮崎市教育委員会教育課スポーツ振興担当において協議の上、実施する。

- (1) ステージ0は、国による緊急事態宣言の発令下、あるいは韮崎市において感染者が多発しているような状態であり、韮崎市勤労青年センター各施設を全て閉館している状況をいう。
- (2) ステージ1は、韮崎市において感染者が発生した状態とする。但し、感染者の発生するおそれが高いと施設管理者が判断した場合は、ステージ1への移行はされない。
- (3) ステージ1は、別表2-1の範囲内において施設を利用することができる。
- (4) ステージ2は、韮崎市において新たな新型コロナウイルス感染者が一定期間確認されない場合をいう。
- (5) ステージ2は別表2-2の範囲内において施設を利用することができる。
- (6) ステージ3は、利用者の感染症対策が十分であり、施設の大半を利用再開しても問題がないと判断した状況をいう。
- (7) ステージ3は、別表2-3の範囲内において施設を利用することができる。
- (8) ステージ4は、新型コロナウイルスに対する特効薬等の治療法が確立され、新たな感染者が発生したとしても迅速に対処ができる状況をいう。
- (9) ステージ4においては、別表2-4の範囲内において施設を利用することができる。

別表1 韮崎市勤労青年センター利用再開ステージ

韮崎市勤労青年センター利用再開ステージ ×-利用禁止、△-制限の下利用可、○-制限なしで利用可						
推移条件	国による緊急事態宣言発令下、あるいは韮崎市市内において感染者が多発しているような状態	韮崎市内に感染者が発生した状態	韮崎市において感染者の発生が一定期間確認されない場合	利用者の感染症対策が十分であり、利用再開を可能と判断した場合。	新型コロナウイルスに対する特效薬等の治療法が確立され、感染したとしても対処できるとき。	
ガイドラインの施行	×	○	○	○	△	
入場規制の強弱	×	強	強	中		制限なし
利用者の制限	×	韮崎市民・市内在住 市内在学者・市内在勤者	中北保健所管内の市民	山梨県民		制限なし
勤労青年センター	施設の種類の	ステージ0	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4
勤労青年センター1階	倶楽部談話室	×	△	△	△	○
	会議室	×	×	△	△	○
	倶楽部室	×	×	×	×	×
	喫茶コーナー・ラウンジ	×	×	△	△	○
	シャワー室	×	×	×	×	×
勤労青年センター2階	講習室	×	△	△	△	○
	講習室	×	△	△	△	△
	集会議室	×	△	△	△	△
	教養室(和室)	×	△	△	△	△
	居室	×	×	×	×	×
	調理実習室	×	×	△	△	△
	音楽室	×	△	△	△	△
講習室2室+集会議室	×	△	△	△	△	
備考	閉鎖		入場定員の緩和を行う。	入場定員の緩和を行う。		

※中北保健所管内の市民とは、韮崎市、北杜市、南アルプス市、甲斐市、昭和町、甲府市の市民或いは在住している者を言う。但し、韮崎市内に学校、事業所を有し、そこで在学、在勤している者で以上の市に居住していない場合でも、利用することができる。

別表 2-1 ステージ 1

施設名	面積(m <sup>2</sup> )	ソーシャルディスタンス					備考
		3m <sup>2</sup>	6m <sup>2</sup>	9m <sup>2</sup>	16m <sup>2</sup>	32m <sup>2</sup>	
		2×1.5	2×3	3×3	2×8	4×8	
勤労青年センター1階							
娯楽談話室	88.50	29	14	9	5	2	換気量が低いため、入場人数を制限
会議室	22.50	7	3	2	1	0	換気量が低いため、ステージ1では利用不可
娯楽室	10.00	3	1	1	0	0	密閉性が高いため、使用禁止
喫茶コーナー・ラウンジ	60.25	20	10	6	3	1	共有スペースにつき、滞留は不可
シャワー室	14.00	4	2	1	0	0	密閉性が高いため、使用禁止
勤労青年センター2階							
講習室	29.25	9	4	3	1	0	
講習室	29.25	9	4	3	1	0	
集会室	47.25	15	7	5	2	1	
教養室(和室)	46.37	15	7	5	2	1	換気量が低いため、入場人数を制限
暗室	10.50	3	1	1	0	0	密閉性が高いため、使用禁止
調理実習室	34.65	11	5	3	2	1	調理は不可
音楽室	40.87	13	6	4	2	1	
講習室2室+集会室	105.75	35	17	11	6	3	

別表 2-2 ステージ 2

施設名	面積(m <sup>2</sup> )	ソーシャルディスタンス					備考
		3m <sup>2</sup>	5m <sup>2</sup>	6m <sup>2</sup>	9m <sup>2</sup>	32m <sup>2</sup>	
		2×1.5	2×1.5	2×3	3×3	4×8	
勤労青年センター 1階							
娯楽談話室	88.50	29	17	14	9	2	
会議室	22.50	7	4	3	2	0	換気量が低いため、入場人数を制限
娯楽室	10.00	3	2	1	1	0	密閉性が高いため、使用禁止
喫茶コーナー・ラウンジ	60.25	20	12	10	6	1	
シャワー室	14.00	4	2	2	1	0	密閉性が高いため、使用禁止
勤労青年センター 2階							
講習室	29.25	9	5	4	3	0	
講習室	29.25	9	5	4	3	0	
集会室	47.25	15	9	7	5	1	
教養室（和室）	46.37	15	9	7	5	1	
暗室	10.50	3	2	1	1	0	密閉性が高いため、使用禁止
調理実習室	34.65	11	6	5	3	1	調理は不可
音楽室	40.87	13	8	6	4	1	
講習室2室+集会室	105.75	35	21	17	11	3	

別表 2-3 ステージ 3

施設名	面積(m <sup>2</sup> )	ソーシャルディスタンス					備考
		3m <sup>2</sup>	6m <sup>2</sup>	9m <sup>2</sup>	16m <sup>2</sup>	32m <sup>2</sup>	
		2×1.5	2×3	3×3	2×8	4×8	
勤労青年センター1階							
娯楽談話室	88.50	29	14	9	5	2	
会議室	22.50	7	3	2	1	0	
娯楽室	10.00	3	1	1	0	0	密閉性が高いため、利用には要注意
喫茶コーナー・ラウンジ	60.25	20	10	6	3	1	
シャワー室	14.00	4	2	1	0	0	シャワー室は、密閉性が高いため、使用禁止
勤労青年センター2階							
講習室	29.25	9	4	3	1	0	
講習室	29.25	9	4	3	1	0	
集会室	47.25	15	7	5	2	1	
教養室（和室）	46.37	15	7	5	2	1	換気量が低いため、利用には要注意
暗室	10.50	3	1	1	0	0	密閉性が高いため、使用禁止
調理実習室	34.65	11	5	3	2	1	調理は不可
音楽室	40.87	13	6	4	2	1	
講習室2室+集会室	105.75	35	17	11	6	3	

別表 2-4 ステージ 4

施設名	面積(m <sup>2</sup> )	ソーシャルディスタンス					備考
		3m <sup>2</sup>	6m <sup>2</sup>	9m <sup>2</sup>	16m <sup>2</sup>	32m <sup>2</sup>	
		2×1.5	2×3	3×3	2×8	4×8	
勤労青年センター1階							
娯楽談話室	88.50	29	14	9	5	2	制限解除
会議室	22.50	7	3	2	1	0	制限解除
娯楽室	10.00	3	1	1	0	0	密閉性が高いため、利用には要注意
喫茶コーナー・ラウンジ	60.25	20	10	6	3	1	制限解除
シャワー室	14.00	4	2	1	0	0	シャワー室は、密閉性が高いため、使用禁止
勤労青年センター2階							
講習室	29.25	9	4	3	1	0	制限解除
講習室	29.25	9	4	3	1	0	
集会室	47.25	15	7	5	2	1	
教養室（和室）	46.37	15	7	5	2	1	換気量が低いため、利用には要注意
暗室	10.50	3	1	1	0	0	密閉性が高いため、使用禁止
調理実習室	34.65	11	5	3	2	1	調理は不可
音楽室	40.87	13	6	4	2	1	
講習室2室+集会室	105.75	35	17	11	6	3	制限解除